

境港市 パートナーシップ宣誓制度

令和4年7月
開始!

誰もが自分らしく
いきいきと暮らせる 境港市



パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合う関係であることを宣誓した場合に、市が宣誓書受領証や宣誓書受領カードを交付する制度です。この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

宣誓の手続き

【宣誓ができる人】

次の①～⑤をすべて満たしている人

- ① 二人のうち、少なくともいずれか一方が市内に住所を有している。
- ② 民法に規定する成年に達している。
- ③ 配偶者(事実上の婚姻関係を含む)がいない。
- ④ 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていない。
- ⑤ 二人の関係が、民法で婚姻をすることができないとされている者同士でない。(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でない。)

※ただし、二人が養子縁組をしている、またはしていた場合を除く。

1. 宣誓日時の手前予約

電話、またはメールにて宣誓日時を事前に予約してください。(メールの場合は、宣誓可能な日、時間帯を記入してください)

《予約先》 総合政策課 人権政策室

電話 0859-47-1102

メール jinken@city.sakaiminato.lg.jp

2. パートナーシップの宣誓

予約した日時に必要な書類をお持ちの上、宣誓するお二人が揃って市役所にお越しください。市職員立ち合いのもと、宣誓書にご記入いただきます。

3. 受領証及び受領カードの交付

宣誓書や必要書類等に不備がなければ宣誓書受領証と宣誓書受領カードを交付します。

手続きの方法や必要書類などの詳細は市のホームページをご覧ください。



様式第2号(第6条関係) (表)

第 年 月 日 号

パートナーシップ宣誓書受領証

【本人】 【パートナー】

氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日 _____

住 所 _____

宣誓年月日 _____ 年 月 日 _____

境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

境港市長 印

パートナーシップの宣誓をされたカップルには、それぞれに「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付します。

パートナーシップ
宣誓書受領証

第 号

パートナーシップ宣誓書受領カード

本人 氏 名 _____ 住所 _____ 生年月日 _____

パートナー 氏 名 _____ 住所 _____ 生年月日 _____

境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づきパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓年月日 _____ 年 月 日 _____

境港市長 印

パートナーシップ
宣誓書受領カード

境港市では、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会を実現するため、境港市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領証等の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

・通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

	本 人	パ ー ト ナ ー
戸籍上の氏名※		

※外国人にあっては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。

緊急連絡先

性的マイノリティ(LGBT)の人権

性的マイノリティとは

性的マイノリティとは、同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。「異性を好きになるのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることはない、性のあり方は男と女だけである」という考え方が多い社会からみて少数者という意味です。

LGBTとは

- L 【レズビアン】 女性同性愛者(心の性が女性で恋愛対象が女性の人)
- G 【ゲイ】 男性同性愛者(心の性が男性で恋愛対象が男性の人)
- B 【バイセクシュアル】 両性愛者(恋愛対象が女性も男性にも向いている人)
- T 【トランスジェンダー】 「身体の性」と「心の性」が一致しないため、身体の性別に違和感を持つ人



性的マイノリティには、LGBT以外にも、心の性や性的指向がわからない・迷っている人(クエスチョニング)、男性・女性どちらにも恋愛感情を抱かない人(アセクシュアル)など、様々な人がいます。

現状と課題 「自分とは関係ない」と思っていないですか？

民間での調査によると、日本の性的マイノリティの割合は人口の8.9%というデータが出ています。これは、血液型がAB型の人の割合(10%)に近く、性的マイノリティの人は身近な存在であるということがわかります。

「男女はこうあるべき」といった考えから、性的マイノリティの人への差別や偏見がみられ、当事者は自分の性や指向を否定したり、人に相談することが出来ずに悩んだりしています。また、同性同士の婚姻は法的に認められていないため、パートナーとして日常生活を送っていても家族として認められないことで不利なことも生じています。苦しい思いをされており、その思いに寄りそった制度の構築が必要な状況です。自分には関係ないと思わずに、知っていくことから始めましょう。

性的マイノリティのカップルのパートナーシップ宣誓制度の導入により、一人ひとりの人権を尊重し、すべての人が安心して暮らせるまちを目指していきます。

【予約・お問い合わせ先】 境港市総務部総合政策課人権政策室

TEL 0859-47-1102 FAX 0859-44-3001

E-mail : jinken@city.sakaiminato.lg.jp

